

中小企業等事業継続支援金実施概要

●趣旨

遠軽町では、物価価格の高騰により、経済的に大きな影響を受けている町内事業者の事業継続を支援するため、次の事業者を対象に、支援金を支給いたします。

●支給対象及び支給額

- ・町内に本社を有する法人
- ・町内に事業所を有し、事業所得となる収入を得ている個人
- ・令和7年9月1日以前から営業実態のある事業者であって、町内に本社を有する法人又は町内に事業所を有し、事業所得となる収入を得ている個人

対象業種等の区分	支援金	
	法人	個人
農業、林業	4万円	2万円
漁業		
鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業		
卸売業、小売業		
金融業、保険業		
不動産業、物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業		
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業		
教育、学習支援業		
医療、福祉		
複合サービス業		
サービス業（他に分類されないもの（一部対象外業務を除く））		

※ 複数の対象業種を営む事業者又は複数の事業所を営む事業者の場合であっても1事業者として1回のみ支給します。

●対象外業種

- ・公務、分類不能の産業、サービス業（他に分類されないもののうち、「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「外国公務」）
- ・国又は地方自治体が運営主体の事業

※ 遠軽町特定事業燃料価格高騰対策支援金、遠軽町医療機関・福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金、遠軽町保育施設給食費転嫁抑制事業、遠軽町原油価格高騰対策営農支援金の受給対象事業者は対象外となります。

●申請受付期間

令和7年9月10日（水）から令和7年11月20日（木）まで

●申請方法

- ・郵送

〒099-0492 遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽町経済部商工観光課あて

- ・役場窓口

商工観光課（庁舎3階）または各総合支所

●申請に必要な書類

- ・支援金申請書

- ・添付書類

区分	法人	個人
営業実態 確認書類	確定申告書の写し ・直近事業年度の法人税確定申告書	確定申告書の写し（次のいずれか） ・令和6年分の所得税確定申告書 ・令和7年分町民税・道民税申告書 申請者本人確認書類【運転免許証等】
通帳の写し	口座名義人（カナ）、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名	

●お問い合わせ

〒099-0492 遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町経済部商工観光課

電話 0158-42-4819